

企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」

企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（最終改正平成22年6月30日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準第2号 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」</p> <p style="text-align: right;">平成14年9月25日 改正平成18年1月31日 改正平成22年6月30日 <u>最終改正平成25年9月13日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第2号 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」</p> <p style="text-align: right;">平成14年9月25日 改正平成18年1月31日 <u>最終改正平成22年6月30日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準 1株当たり当期純利益 1株当たり当期純利益の算定 12.（省 略） また、損益計算書上、当期純損失の場合にも、当期純利益の場合と同様に、1株当たり当期純損失を算定する（本会計基準においては、1株当たり当期純利益に1株当たり当期純損失を含むものとする。）。 <u>なお、本会計基準においては、損益計算書上の当期純利益、当期純損失は、連結財務諸表においては、それぞれ親会社株主に帰属する当期純利益、親会社株主に帰属する当期純損失とする。</u></p>	<p>会計基準 1株当たり当期純利益 1株当たり当期純利益の算定 12.（省 略） また、損益計算書上、当期純損失の場合にも、当期純利益の場合と同様に、1株当たり当期純損失を算定する（本会計基準においては、1株当たり当期純利益に1株当たり当期純損失を含むものとする。）。</p>
<p>暫定的な会計処理の確定が行われた場合 30-6. <u>企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）に従い、企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて表示する企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処</u></p>	<p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>理の確定による取得原価の配分額の見直しが反映されている場合、当該企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて表示する企業結合年度の財務諸表の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当該見直しが反映された後の金額により算定する。</p>	
<p>適用時期等 34-4. 平成 25 年に改正された本会計基準（以下「平成 25 年改正基準」という。）第 12 項は、平成 25 年に改正された企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「平成 25 年連結会計基準」という。）の表示方法に係る事項が適用された連結会計年度から適用する。</p>	<p>適用時期等 （新 設）</p>
<p>34-5. 平成 25 年改正基準第 30-6 項の適用時期は、平成 25 年に改正された企業結合会計基準（以下「平成 25 年企業結合会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>議 決 36-3. 平成 25 年改正基準は、第 272 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p> <p>西 川 郁 生（委員長） 新 井 武 広（副委員長） 小賀坂 敦（副委員長） 関 口 智 和 関 根 愛 子 徳 賀 芳 弘 淵 田 康 之 正 脇 久 昌 増 一 行</p>	<p>議 決 （新 設）</p>

改正後	改正前
<p>弥 永 真 生 柳 橋 勝 人 吉 田 稔 渡 部 仁</p>	
<p>結論の背景 38-2. 平成 25 年改正基準では、平成 25 年連結会計基準において少数株主持分を非支配株主持分に変更し、従来の当期純利益は親会社株主に帰属する当期純利益と表示することに変更されたこと及び平成 25 年企業結合会計基準において暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合の取扱いが変更されたことに伴い、所要の改正を行った（第 12 項及び第 30-6 項参照）。</p>	<p>結論の背景 (新 設)</p>
<p>暫定的な会計処理の確定が行われた場合 59-5. 平成 25 年企業結合会計基準において、暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、企業結合年度の財務諸表と併せて企業結合年度の財務諸表を表示するときには、比較情報の有用性を高める観点から、当該企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを反映させることとされた。このため平成 25 年改正基準において、企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて表示する企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが反映されている場合、当該企業結合年度の財務諸表の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、当該見直しが反映された後の金額により算定することとした（第 30-6 項参照）。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>平成 25 年改正基準の公表による他の会計基準等についての修正</p>	

改正後	改正前
<p>63. 平成 25 年改正基準により、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</p> <p>実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」</p> <p>Q3 の A</p> <p>子会社が発行した一定の期間の勤務を条件とするストック・オプションも、すでに行使期間が開始した子会社のワラントとして取り扱われる（適用指針第 22 項）ため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては自己株式方式（会計基準第 55 項）が適用される（適用指針[設例 7]）。このため、その行使価格が子会社株式の期中平均株価を下回る場合、権利の行使を仮定し、親会社等の持分比率の変動があったとみなして算定した連結上の親会社株主に帰属する当期純利益が減少するときは、当該ストック・オプションを連結上の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたって考慮することとなる（適用指針第 33 項）。（以下略）</p> <p>Q4 の A</p> <p>(1) 転換仮定方式では、転換証券が期首に転換されたと仮定した結果、転換証券が期首から存在しなかったとみなしている（会計基準第 58 項(2)）。この仮定により、普通株式に係る当期純利益に、分母となる株式数の調整に伴う当期純利益調整額を加え、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の分子とするが、当期純利益調整額には、転換を仮定することに伴う収益及び費用の変動がすべて含まれるものと考えられる。したがって、例えば、期首に転換されたと仮定した場合には転換負債の償還は行われなくなるため、損益計算書上の当期純利益（連結損益計算書上は親会</p>	<p>(新 設（改正部分の下線は省略）)</p>

改正後	改正前
<p>社株主に帰属する当期純利益)に含まれる償還損益や償還に伴って発生する支払手数料は、当期純利益調整額に含まれることとなる。(以下略)</p>	

以 上